

酒井家（庄内藩、松山藩、大山藩）からみる大名評判記

和田 雄介

1. はじめに

班の共通作業で、『武家諫忍記』諸本の語句の比較を行った。本報告ではそのなかで特に、御家騒動や分知等の史実に興味をひかれた、出羽国の酒井家に焦点をあてることにする。具体的には、『武家諫忍記』諸本における、酒井忠治（庄内藩）・忠朝（松山藩）・忠解（大山藩）の記述の比較と、各藩における大名評判記の記述の時系列的変化をたどり、それぞれを藩史と照合することで、各大名評判記の特徴をつかむことを目的とする。

2. 酒井家をめぐる御家騒動と分知の成立

斉藤正一は、「庄内藩」のなかで江戸時代初期に起こった庄内藩の御家騒動に触れている。「酒井長門守一件」と称されるこの事件は、斎藤によれば、「初代藩主酒井忠勝の弟長門守忠重が兄忠勝を寵絡し、忠勝の世子忠当を廃し、自己九八郎を立てて御家乗取りを陰謀し、忠当を擁護する家老高力喜兵衛と対立し、長門守の讒訴によって喜兵衛は忠勝の逆鱗に触れ追放された事件」、であった。長門守は、幕府の小姓衆に属し、白岩八〇〇〇石を給されていたが、「苛政のために領内の農民は疲弊し、七度も愁訴を行ったが受理されなかった」（斎藤）という人物である。忠勝の弟には他に、右近大夫直次があり、左沢一万二〇〇〇石に封ぜられたが、「寛永六年（一六二九）嗣子なく没し断絶となった」（斎藤）という。

さて、結果的に、「長門守の陰謀は、忠勝の死によって画餅に帰した」（斎藤）のであるが、斎藤は、忠当の岳父にあたる松平伊豆守の述懐（「宮内殿（忠勝）短慮にて我がままなる振舞、殊に悪人の長門殿指添、何かと指引致され候故、今一年も半年も存命ならば酒井の家破滅たるべし」）を引用し、「酒井家にとって危機存亡の重大事件であった」とまとめている。

その後、家督を継いだ酒井忠当（忠昌）は、忠勝の遺言に従い、分知をすす

めることになる。『庄内藩』によれば、それは以下のようなものである。

「正保四年（一六四八）十二月、家督を継いだ酒井忠当は、忠勝の遺言により忠勝の三男忠恒に中山（松山）二万石を、七男忠解に大山一万石を分知した。なお、時代が下るが、天和二年（一六八二）忠勝の二男忠俊の長男忠高に余目五〇〇〇石を分知した。」（斎藤）

史実としては、こうした経緯を経て、松山藩と大山藩が成立したということになる。では、こうした史実と『武家諫忍記』の記述を照合したときに、どんなことがいえるのだろうか。

3. 酒井家にみる『武家諫忍記』諸本の比較

班共通作業で、万治二年（一六五九）前後の成立と目される『武家諫忍記』諸本について語句の比較を行った。そこで、ここでは、酒井家に関する記述を取りあげてみようと思う。巻五に幼年の将として登場する酒井左衛門尉忠治は、『藩史大事典』の「庄内藩」によれば万治三年（一六六〇）四月に、忠当の後継として藩主に就任したとされている。『武家諫忍記』諸本の記述の異同に関しては、内容に明確な相違は見当たらないものの、他の写本が「愚評の項」において、魏武帝短歌を引用していたのに対し、対馬本ではそれがなかったことは特筆すべきであろう。（詳しくは総論の添付資料を参照されたい）

一方、巻十五で登場する酒井大学頭忠朝に関しては、加賀大聖寺本の独自性が際立っている。まず、居城の項に関して内容の相違が確認できる。他の写本が、「居所出羽之内佐澤」と記しているのに対し、大聖寺本と池田家本は「居所出羽之内」と記すにとどまっている。

ところで、『藩史大事典』を紐解くと、この「居所佐澤」というのは史実と異なることがわかる。先にも述べたが、左沢城は寛永六年（一六二九）に嗣子なく断絶した左沢藩の居城である。いっぽう忠朝は、各写本が共通して、「宮内大輔忠勝之子」と記していることや、本知（二万石）や家老（幾志、西田）といった情報から藩史と照合して、忠勝の三男で、松山藩初代藩主の酒井忠恒をさすことがわかる。とすれば居所は中山であり（のち松山と改称——『藩史大事典』「松山藩」）、「居所佐澤」は誤記と考えることができる。その点、大聖寺本と池田家本は、明確に「佐澤」と記していないので、この点に限っては誤記ではないとみることができる。

それと関連してか、在所に関する記述も、大聖寺本のみ他の写本と異なっている。池田家本も含めたその他の写本が「国ニ禽獣柴薪等有」と記しているの

に対し、大聖寺本は特に禽獣柴薪等には触れず、「魚貝類多カラス」とのみ記している。他の写本が魚貝類についてまったく触れていないのにもかかわらず、これは奇妙ではないだろうか。ここからは推測の域をでないが、大聖寺本は忠朝の居所として、正確に松山と把握していたとはいえないまでも、他の写本が想定した居所とは別の地を想定していた可能性があると考えられる。加えて、他の写本にみられた「在江戸之年一〇〇石二付テ五人扶持外二摸合アリ」との記述が大聖寺本にはみられなかったこともここに付記しておく。

また、巻十八には、忠勝の七男で大山藩初代藩主の酒井備中守忠解が登場する。諸本の異同に関しては、対馬本に忠解の記載自体がないことが特徴的である。先の齊藤が執筆した『藩史大事典』の「大山藩」によれば、「忠解は万次二年（一六五九）一二月に叙任され、寛文八年卒去。寛文九年（一六六九）三月家は断絶し、領地は収公された」とあることからして、仮に対馬本が成立したときに大山藩が存在していなかったのだとすれば、対馬本の成立を、寛文九年以降と考えるのが自然ではないだろうか。また、忠朝にみられた大聖寺本の独自性に関しては、ここでも「在江戸之年」に関する記述がみられなかったことがあげられるが、先のような居所の認識等をめぐる相違は確認できなかった。

4. 酒井家にみる各大名評判記の比較

ここでは、『武家諫忍記』前後の大名評判記にまで検討の射程を拡大し、酒井家をめぐる記述と史実とを照合させていくことにする。

『武家諫忍記』より先の正保元年（一六四四）前後に成立した『堪忍記』（松平文庫本）においては、酒井忠勝の項であるにもかかわらず、ひたすら長門守の記述がみられることが特徴的である。先にも述べた長門守忠重の苛政について延々と述べられ、当時の農民の置かれた深刻な事態を物語っている。一方、『堪忍記』（内閣文庫本）では、忠勝から忠勝の二男、酒井宮内忠俊（忠勝の二男）に変化（忠俊は天和二年（一六八二）に余日五〇〇〇石を分知されることになる――「庄内藩」）し、石高表記と、表記の順序に変更がみられた。このあたりは、忠当の襲封をめぐる藩内の混乱を反映しているのだろうか。

『武家諫忍記』以降、延宝三年（一六七五）に成立した『武家勸懲記』においては、巻七で酒井左衛門尉忠治が登場する。ここでは、酒井家の家系に関する記述がみられ、先の松山・大山両藩の成立過程が記されていることは特筆に値する。ただし、『藩史大事典』と比較すると、人名や出生順序に数多くの相違がある。例えば、「宮内大輔忠次」（本来は忠勝、『藩史大事典』では忠次は忠勝

の祖父にあたる）という記述や、その「長子摂津守忠直、二男大学頭忠朝、三男備中守忠解」という記述が見当たるのである。（藩史からすると長子摂津守忠当、三男大学頭忠恒（忠朝）、七男備中守忠解、が正しい。）

また、これまで松山藩の酒井忠恒と酒井大学頭忠朝は同一人物として論じてきたのだが、

（…摂津守家督ノトキニ到テ順知ノ円ヲ以テ二万石忠朝一万石忠解二分与フ 忠朝今年死去息石見守忠恒相続ス事末ニ記セリ忠解モ寛文八年十一月十八日遯行合子ナクシテ彰絶ス… 『武家勸懲記』）

という、（忠朝の嫡子石見守忠恒）という認識がみられ、混乱を招く。しかし、先の『武家諫忍記』で酒井忠朝は「忠勝之子」とされていることを真実とすると、忠恒は忠勝の三男（『藩史大事典』）という史実に背くことになる。また、忠恒は石見守でなく大学頭である。これも、「武家勸懲記」が本来は「石見守忠豫」と記すべきところを「石見守忠恒」と誤記したものと考えるのが自然であろう。

さて、巻三十ではその酒井大学守忠朝が登場する。

ここでもやはり、「居所出羽之内佐澤」との記述がみられる。また「在江戸之年」の記述もある。さらに、細かいところでは「禽獣魚柴薪アリ」と「魚」が有ということになっており、『武家諫忍記』大聖寺本の認識と食い違う。ここでも、『武家勸懲記』が『武家諫忍記』の通行本を参考にして書かれた可能性が高いということを確認することができる。

いっぽう、大山藩主、酒井備中守忠解に関しては記述がない。『武家諫忍記』の対馬本では既に消去されていたが、ここでも『藩史大事典』の「寛文九年収公」を反映した結果であることが確認された。

時代はさらに進んで、元禄十四年（一七〇一）に成立した『武家勸懲記』においては、巻二十二に「大学頭忠朝次男タリ」として酒井石見守忠宗が登場する。相変わらず松山藩の居所は「出羽国佐澤ノ住」とされており、『武家諫忍記』通行本の誤記が長きにわたって引き継がれていたことを物語っている。

5. おわりに

今回、庄内藩酒井家を中心に、『武家諫忍記』諸本の比較と、『武家諫忍記』前後の大名評判記の比較を行ったことで、通行本『武家諫忍記』以降、松山藩の居城が「佐澤」と誤記されたままになっている可能性を示唆することができた。また、その意味で加賀大聖寺本の独自性が浮き彫りになると同時に、『武

家諫忍記』以降の大名評判記が、おそらくは大聖寺本以外の通行本を参考につくられたのではないかという説を確認することができた。また、とりわけ「武家勸懲記」において、藩史と付き合わせたときに人名などの誤記が多く見られることから、こうした資料も絶対的に正しいのではなく、注意して用いなければならぬということを痛感した。

今後の課題としては、通行本の「佐澤」が誤記であることをより実証的に確認すること、加賀大聖寺本が想定した松山藩の居所を確認することが必要となると思われる。また、今回検討から外した『土芥寇讐記』や、『諫懲記後正』の庄内藩の家系に関する項の精読を一層すすめることも必要となろう。そうした作業を通じて、各大名評判記の成立過程に一層迫っていけるものと考ええる。

参考文献

齊藤正一『庄内藩』（一九九〇、吉川弘文館）

『藩史大事典』（一九八八、雄山閣）